

# 定 款

## 第 1 章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人千葉市地籍調査協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、千葉市等の地籍調査（土地に関する所在、地番、地目、地積、所有者、境界など一筆毎に地籍の明確化を図ること）の促進により、土地取引の円滑化、土地資産の保全、災害復旧の迅速化及びまちづくりの円滑な推進等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地籍調査の啓発及び普及・促進
- (2) 地籍調査に関する調査及び研究
- (3) 地籍調査に関する業務の実施
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事項

(公告)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関の設置)

第6条 当法人は、社員総会、理事、理事会及び監事を置く。

## 第 2 章 社員

(種別)

第7条 当法人の社員は、次の2種とし、正社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正社員 測量法或いは土地家屋調査士法により登録され、千葉市内に本店又は主たる事務所を置く法人又は個人で、当法人の事業に賛同して入会した法人又は個人。
- (2) 賛助社員 当法人の事業を賛助するために入会した法人又は個人で社員総会において推薦された者。

(入会)

第8条 当法人の目的に賛同し入会を希望する者は、当法人所定の申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第9条 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

但し、第4条第3号の事業を実施しない場合は会費を免除することができる。

2 社員総会で必要があると認めるときは、臨時会費を徴収することができる。

(退会)

第10条 社員は、別に定める退会届を代表理事に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。但し、予め、1か月以上前に当法人に対して退会の予告をするものとする。

(除名)

第11条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したとき、その他除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の議決により除名することができる。

(社員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 社員である法人が解散したとき
- (4) 総社員の同意があるとき
- (5) 会費を納入せず、督促後尚会費を1年以上納入しないとき

(社員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第13条 社員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、全ての正社員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 社員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 収支決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) 合併
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、総社員の同意がある場合には、書面又は電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事に対し、社員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、社員総会においてあらかじめ定められた順序より他の理事が議長となる。

(議決)

第20条 社員は、一人1個の議決権を有する。

2 社員総会の議決は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数を持って行う。

3 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総社員の半数以上であって、出席社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

4 理事、又は監事を選任する議案を議決する際は、候補者ごとに第2項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半

数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第21条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議決、報告の省略)

第22条 理事又は社員が、社員総会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項は社員総会で報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示があったときは、その事項について社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及びその社員総会において選任された議事録署名人1名が議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(員数)

第24条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上8名以内
  - (2) 監事1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち若干名を業務執行理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会の議決によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他公益法人認定法施行令4条で定める特別の関係にある者の合計数は理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 同業の他団体の理事、又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 監事は、当法人又はその子法人の理事もしくは当法人の使用人を兼ねることができない。

(任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時社員総会終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合は、新たに選任されたものが就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(理事の職務・権限)

第27条 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

2 業務執行理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務・権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところによる、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事等の責任免除)

第29条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定された額を限度とし、理事会の決議により、免除することができる。

(解任)

第30条 理事及び監事は、社員総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(顧問及び相談役)

第31条 当法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、学識経験者、役員経験者又は当法人の目的とする事業に精通した者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し意見を述べることができ、相談役は代表理事の相談に応じるものとする。

(報酬等)

第32条 役員報酬等は、社員総会の議決をもって定める。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人との理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (6) 事業計画の決定
- (7) 収支予算の決定
- (8) 事業報告の承認

(招集)

第36条 理事会は、代表理事が招集する。但し、理事及び監事の全員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事

及び監事は、議事録に署名又は記名押印する。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

第41条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を要求することができるものとする。

(基金の募集)

第42条 基金の募集、割り当て及び払い込み等の手続きについては、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第43条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第44条 基金の拠出者に対する返還は、一般法人法第141条の規定の範囲内において返還する基金の総額について、定時社員総会における議決を経た後、理事会が決定したところから行う。

## 第7章 会計

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受け、定時社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入支出とすることができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第47条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に

5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会の議決によって変更することができる。

(解散)

第49条 当法人は、社員総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の禁止)

第50条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第51条 当法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、これを公益社団法人又は公益財団法人に帰属させる。

## 第9章 委員会

(設置等)

第52条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、社員及び学識経験者の内から理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。

## 第10章 事務局

(設置等)

第53条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 附則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、社員総会の議決により別に定める。

(設立時の役員)

第55条 当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりとする。

設立時理事 古里 弘 柴 一規 廣野 貴一

設立時監事 金木 武夫

(設立時の代表理事)

第56条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 古里 弘

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第57条 設立時社員の住所及び氏名又は名称は、次のとおりとする。

住所 千葉市中央区中央3丁目10番6号

設立時社員 空間情報サービス株式会社

住所 千葉市中央区矢作町151番地1

設立時社員 株式会社恵進コンサル

住所 千葉市中央区新宿2丁目6番8号 クリーンホーム千葉

設立時社員 サン・ジオテック株式会社

住所 千葉市中央区富士見2丁目19番7号

設立時社員 鈴木測量株式会社

住所 千葉市中央区登戸1丁目23番16号

設立時社員 株式会社ちばとち

住所 千葉市若葉区みつわ台2丁目4番2号

設立時社員 日測株式会社

住所 千葉市中央区末広1丁目4番17号

設立時社員 日経コンサルタント株式会社

住所 千葉市若葉区都賀4丁目8番18号 ショー・エム都賀201号

設立時社員 株式会社ボーソーテック

(初年度の事業計画等)

第58条 当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算書は、第46条の規定にかかわらず、設立時社員の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第59条 当法人の設立初年度の事業年度は、第45条にかかわらず、当法人成立の日から令和6年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第60条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法、その他の法令に従う。

(施行日)

第61条 この定款は、一般法人法に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

以上、一般社団法人千葉市地籍調査協会設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士 長澤幹男 は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和5年5月16日

住所 千葉市中央区中央3丁目10番6号  
設立時社員 空間情報サービス株式会社  
代表取締役 古里 弘

住所 千葉市中央区矢作町151番地1  
設立時社員 株式会社恵進コンサル  
代表取締役 金木 武夫

住所 千葉市中央区新宿2丁目6番8号 クリーンホーム千葉  
設立時社員 サン・ジオテック株式会社  
代表取締役 廣野 貴一

住所 千葉市中央区富士見2丁目19番7号  
設立時社員 鈴木測量株式会社  
代表取締役 鈴木 和成

住所 千葉市中央区登戸1丁目23番16号  
設立時社員 株式会社ちばとち  
代表取締役 鴫田 真吾

住所 千葉市若葉区みつわ台2丁目4番2号  
設立時社員 日測株式会社  
代表取締役 高橋 洋一

住所 千葉市中央区末広1丁目4番17号  
設立時社員 日経コンサルタント株式会社  
代表取締役 五月女 昌弘

住所 千葉市若葉区都賀4丁目8番18号 ショー・エム都賀201号  
設立時社員 株式会社ポーソーテック  
代表取締役 柴 一規

上記設立時社員8名の定款作成代理人  
千葉市中央区新宿1丁目3番7号  
司法書士 長澤 幹男

長澤幹男

## 同一の情報の提供

提供の日付 : 2023年6月5日

公証人 : 04020015 和田 澄男

所属法務局 : 千葉地方法務局

公証役場 : 千葉公証役場

千葉市中央区富士見一丁目14番13号

請求対象の登簿管理番号 : 23-0402001502000214

請求対象の文書種別 : 電磁的記録の認証

請求対象の認証日 : 2023年6月5日

請求対象の処理公証人 : 04020015 和田 澄男

所属法務局 : 千葉地方法務局

公証役場 : 千葉公証役場

千葉市中央区富士見一丁目14番13号

### 認 証 文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

千葉地方法務局所属

公証人

和田 澄 男

